

原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とアラブ  
首長国連邦政府との間の協定の説明書

外  
務  
省

目次

|   |               |   |
|---|---------------|---|
| 一 | 概説            | 一 |
| 1 | 協定の成立経緯       | 一 |
| 2 | 協定締結の意義       | 一 |
| 二 | 協定の主要内容       | 一 |
| 三 | 協定の実施のための国内措置 | 四 |

## 一 概説

### 1 協定の成立経緯

アラブ首長国連邦は、原子力の平和的利用を積極的に推進し、新規に原子力発電所の建設を進めているところ、今後、同国と我が国との間で原子力関連資機材及び技術の移転が増加することが予想されたことから、平成二十一年（二千九年）三月、両政府間で原子力協定締結に向けた準備協議を実施し、同年六月から九月にかけて協定案文に係る協議を行い、その後、外交ルートを通じて調整を行った結果、この協定の案文につき最終的な合意をみるに至ったので、平成二十五年（二千十三年）五月二日にドバイにおいて、日本側在アラブ首長国連邦加茂大使とアラブ首長国連邦側カアビー国際原子力機関アラブ首長国連邦常駐代表との間でこの協定の署名が行われた。

### 2 協定締結の意義

この協定の締結により、両国の間で長期間にわたって安定的に核物質、原子力関連資機材及び技術を移転することが可能となり、また、これらの平和的利用が法的に確保されることから、この協定を締結することは極めて有意義である。

## 二 協定の主要内容

この協定は、前文、本文十四箇条及び末文並びにこの協定の不可分の一部を成す附属書A及びBから成っており、その主要内容は次のとおりである。

1 この協定上、「認められた者」、「核物質」、「資材」、「設備」、「技術」、「開発」、「生産」、「使用」、「技術に基づく設備」、「回収され又は副産物として生産された核物質」及び「公開の情報」は、それぞれ定義された意義を有する。（第一条）

2 (1) この協定の下での協力は、専門家の交換、公開の情報交換、核物質、資材、設備及び技術の供給、この協定の範囲内の事項に関する役務の提供及び受領等の方法により行うことができる。（第二条1）

(2) (1)の協力は、ウラン資源の探鉱及び採掘、軽水炉の設計、建設及び運転、軽水炉の安全、放射性廃棄物の処理及び処分、放射線防護及び環境監視、放射性同位元素及び放射線の研究及び応用等の分野において行うことができる。（第二条2）

(3) (1)及び(2)の規定にかかわらず、ウランの濃縮、使用済核燃料の再処理、プルトニウムの転換及び資材の生産のための技術及び設

備並びにプルトニウムは、この協定の下では移転されない。（第二条3）

3 この協定の下での協力は、この協定及びそれぞれの国において効力を有する法令に従うものとし、かつ、核物質等の供給に係る協力については、それぞれの締約国政府が国際原子力機関の保障措置の適用を受諾していることを必要とするものとする。（第三条）

4 (1) この協定の下での協力は、平和的非爆発目的に限って行う。（第四条1）

(2) この協定に基づいて移転された核物質等は、いかなる核爆発装置のためにも又はいかなる核爆発装置の研究若しくは開発のためにも使用してはならない。（第四条2）

5 4の規定に基づく義務の履行を確保するため、この協定の適用を受ける核物質は、それぞれの締約国政府と国際原子力機関との間の保障措置協定の適用を受ける。（第五条）

6 (1) 日本国及びアラブ首長国連邦は、この協定の実施に当たり、原子力事故の早期通報に関する条約、原子力事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関する条約、原子力の安全に関する条約及び使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約に適合するように行動する。（第六条1）

(2) 両締約国政府は、この協定の適用を受ける核物質等が置かれ又は用いられる施設の安全性を確保するための措置の実施に関する相互に満足する取極を行うことができる。（第六条2）

7 (1) この協定の適用を受ける核物質について、両締約国政府は、それぞれの基準（少なくともこの協定の附属書Bに定める水準の防護を実現するものに限る。）に従って防護の措置をとる。（第七条1）

(2) この協定の適用を受ける核物質の国際輸送について、日本国及びアラブ首長国連邦は、核物質の防護に関する条約に適合するよう行動する。（第七条2）

(3) 日本国及びアラブ首長国連邦は、それぞれ、核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約に従って適切な措置をとる。（第七条3）

8 この協定に基づいて移転された核物質等は、供給締約国政府の書面による事前の同意が得られる場合を除くほか、受領締約国政府の国の管轄の外（供給締約国政府の国の管轄内を除く。）に移転され、又は再移転されない。（第八条）

9 この協定の適用を受ける核物質は、アラブ首長国連邦の管轄内において、濃縮され、又は再処理されない。（第九条）

10 (1) 直接であると第三国を経由してであるとを問わず、両国の間において移転される核物質等は、予定されるこれらの移転を供給締約国政府が受領締約国政府に対して書面により事前に通告した場合に限り、かつ、これらが受領締約国政府の国の管轄に入る時から、この協定の適用を受ける。供給締約国政府は、通告された核物質等の移転に先立ち、移転される当該核物質等がこの協定の適用を受けることとなること及び予定される受領者が受領締約国政府でない場合には当該受領者が受領締約国政府の認められた者であることの書面による確認を受領締約国政府から得る。（第十条1）

(2) この協定の適用を受ける核物質等は、この協定の関係する規定に従って受領締約国政府の国の管轄の外に移転された場合等には、この協定の適用を受けないこととする。（第十条2）

11 (1) この協定の解釈又は適用に関して問題が生じた場合には、両締約国政府は、いずれか一方の締約国政府の要請により、相互に協議を行う。（第十一条1）

(2) この協定の解釈又は適用から生ずる紛争が交渉、仲介等によって解決されないといずれか一方の締約国政府が考える場合には、当該紛争は、協議に係る最初の要請が送付されてから三十日を経過した後に、いずれか一方の締約国政府の要請により、仲裁裁判に付託される。仲裁裁判所の裁定は、両締約国政府を拘束する。（第十一条2及び3）

12 (1) 日本国政府又はアラブ首長国連邦政府は、それぞれ、アラブ首長国連邦又は日本国について、この協定の一定の規定に対する重大な違反をする場合等には、この協定の下でのその後の協力の全部又は一部を停止し、この協定に基づいて移転された核物質等の返還を要求し、並びにこの協定を終了させる権利を有する。（第十二条1）

(2) 日本国政府又はアラブ首長国連邦政府は、それぞれ、アラブ首長国連邦又は日本国が核爆発装置を爆発させる場合には、(1)に規定する権利と同じ権利を有する。（第十二条2）

(3) (1)に規定する権利を行使するか否かを決定するに当たり、一方の締約国政府は、原因となった事情が故意にもたらされたものであるか否かを検討する。当該一方の締約国政府は、そのような重大な違反が故意にもたらされたものではないと認め、是正され得るものであると判断する場合には、自国の法令に従い、違反した他方の締約国政府に対し、妥当な期間内に是正する機会を与える

よう努める。(第十二条3)

- (4) この協定に基づいて移転された核物質等の返還を要求する権利をいずれか一方の締約国政府が第十二条の規定に基づいて行使する場合には、当該一方の締約国政府は、それらの公正な市場価額について、他方の締約国政府等に対して補償を行う。(第十二条4)

- 13 この協定の附属書は、この協定の不可分の一部を成す。この協定の附属書は、両締約国政府の書面による合意により、この協定の改正によることなく修正することができる。(第十三条)

- 14 (1) この協定は、両締約国政府がこの協定の効力発生に必要なそれぞれの国内手続を完了したことを相互に通告する外交上の公文を交換した日の後三十日目の日に効力を生ずる。(第十四条1)

- (2) この協定は、二十年間効力を有するものとし、その後は、いずれか一方の締約国政府がこの協定の有効期間の満了する日の遅くとも六箇月前までにこの協定を終了させる意思を通告しない限り、自動的に五年間ずつ延長されるものとする。(第十四条2)

- (3) 協力の停止又はこの協定の終了後においても、第一条、第四条から第九条まで、第十条2、第十一条及び第十二条の規定は、この協定の適用を受ける核物質等が第十条2の規定に従ってこの協定の適用を受けなくなるまでの間、引き続き効力を有する。(第十四条3)

- 15 附属書Aは資材及び設備とされるものを、また、附属書Bは協定の適用を受ける核物質について実現すべき防護の水準をそれぞれ定めている。

- 16 この協定に関連し、核物質、原子力関連資機材及び技術の在庫目録の交換、国内の核物質計量管理制度の確立及び維持、アラブ首長国連邦の管轄内の施設で原子力事故が起きた場合の国際原子力機関への通報及び同機関の勧告の実施等に係る補足的な合意事項を記録した合意された議事録が作成されている。

### 三 協定の実施のための国内措置

この協定を実施するための新たな立法措置及び予算措置は、必要としない。